

FOOD TAIPEI 2022

ジャパンパビリオン 出品案内書

■■■ 申込締切：2022 年 3 月 4 日（金）■■■

「FOOD TAIPEI」は世界 128 か国・地域から約 6 万 5,000 人が訪れる台湾最大級の国際総合食品見本市であり、台湾市場での販路拡大にあたり多くのバイヤーと商談できる機会です。ジェトロ及び日本台湾交流協会（予定）は前回に引き続き、「FOOD TAIPEI 2022」にジャパンパビリオンを設置します。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本ジャパンパビリオンへの出品は**日本・台湾間の渡航規制に関わらず準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業**（台湾に現地法人、代理店又は代理人等を有している企業等）に限ります。詳細をご一読いただき、出品をご検討ください。

見本市について

全体概要

1. 会期：2022 年 6 月 22 日（水）～6 月 25 日（土）
2. 会場：台北世界貿易センター（TWTC）
3. 主催：台湾貿易センター（TAITRA）
4. 主催者ウェブサイト：<https://www.foodtaipei.com.tw/index.html>

ジャパンパビリオン概要

1. 会場：同上
2. 規模：360 m²予定、出品者ブース、共有キッチン兼倉庫、受付・事務局

出品料（詳細は 5 ページをご確認ください）

1. 補助あり料金（中小企業等料金）：1 小間 10 万円
2. 一般料金：1 小間 20 万円

有望品目

有望品目とは、当該事業でバイヤーからの引き合いが特に見込めるものです。有望品目以外も出品いただけますが、有望品目を出品する企業は選考の際に加点されます。

1. 牛肉
2. 水産物・低次水産加工品※※
3. 果物
4. 日本酒
5. 有機 JAS 認証取得商品
6. 「ヘルシー」な商品（減塩、減糖等）
7. 台湾の行政院が福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の食品への輸入規制措置の緩和を決定した場合には、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の産品（ただし、きのこ類、野生鳥獣肉、コシアブラなどを除く）

※ 制度上、台湾へ輸入可能なものに限りします。

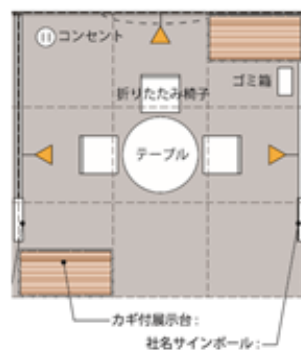
※※低次水産加工品とは、食品添加物やその他の原料を使用せず、

原型が分かる程度に単純切断・過熱・熟成・乾燥または塩蔵されたものをいいます。

小間イメージ図（詳細は7ページの「出品料に含まれるもの」をご確認ください。）



小間外観



基礎備品配置図

出品の要件

1. 台湾の入国制限に関わらず、出品にあたっては日本から台湾へ渡航することなく、台湾内の現地法人、代理店、代理人、又は既に取り引のあるインポーター等の現地の担当者が、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐すること。

① ご参考：公益財団法人 日本台湾交流協会サイト

「COVID-19（新型コロナウイルス感染症）に関する最新情報」

<https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html>

2. 出品物が台湾で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること。

- ① ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）
最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

3. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
4. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
5. 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他の取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロに報告すること。
6. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
7. 英語または現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合には、事業開始までに揃え、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。
8. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為に行うアンケート等に協力すること。
9. 出品案内書の内容、条件に同意していること。

申し込み・出品の流れ

参加申し込み（締切：2022 年 3 月 4 日 金曜日）

<STEP 1>

下記フォームより、イベントの登録をお願いします。

▼イベント登録フォーム

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0060475Y>

<STEP 2>

STEP 1 終了時にメールにてご案内する「申し込みフォーム」より、必要事項（企業情報・出品予定商品情報）をご登録ください。

<STEP 3>

「申し込みフォーム」内の出品申込書・承諾書に記入の上、代表印を押印した **2 部**を郵送してください。

（郵送先）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

ジェトロ農林水産・食品事業推進課 FOOD TAIPEI 2022 担当：西村、須崎、岡澤）

選考及び結果通知（2022 年 3 月中旬）

応募情報等を参考に、出品する事業者を決定します。選考結果は、上記「申し込みフォーム」でご登録いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。結果通知以降に出品者様の自己都合で出品をキャンセルされた場合、その後 2 年間ジェトロ事業の選考で不利になることがあります。

出品料のお振込み（振込期限：2022 年 4 月 28 日 木曜日予定）

請求書に記載されている支払期日までに、出品料のお支払いが確認できた時点で、ジャパンパビリオンへの出品が確定となります。期日までに出品料のお振込みが確認できない場合には、出品申し込みを辞退されたものとみなしますので、ご注意ください。

※出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出ください。

会期当日（2022 年 6 月 22 日～25 日、準備日：6 月 21 日）

会期中のアンケート（2 種類）にご協力いただきます。

会期後

ジェトロによるフォローアップアンケートにご回答ください。

出品形態について

出品の形態には、企業・団体の単位で出品する「単独出品」に加え、自治体・業界団体（＝代表出品者）が企業を取りまとめる「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体（＝孫出品者）が出品する「孫出品」の 3 形態があります。

代表出品者の要件

代表出品者は、上記の「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。なお、1 小間に対して孫出品者は 2 者までとし、お申し込み時にすべての出品予定の企業・出品物・枠

および小間数等が決定していることが必要です。また、募集枠数を上回る応募があった場合には、枠および小間数の調整をさせていただくことがあります。

※本出品形態については、孫出品者がジェトロ・メンバーズであっても、割引料金は適用されませんので予めご了承ください。

1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。
2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害及び不利益について責任を負うこと。
3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、自らの責任と費用負担においてこれを解決すること。
4. 全ての孫出品者が上記の「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
5. 出品案内書の内容を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。
7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動（出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等）を行わないこと。

出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

出品料について

1. 出品料は、中小企業を対象にスペース使用料の1/2以上を受益者負担として設定しています。
2. 「中小企業・業界団体等以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」は全額負担となります。

[中小企業の定義]

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、資本金基準・従業員基準のいずれかを満たす法人を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申込みいただけるのは、以下の事業者等に限りです。

- (1) 今回の見本市（ジェトロ主催ジャパンパビリオン）への出品が4回未満である、同法に定める中小企業*
- (2) 同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等。ただし、その構成員である孫出品者の2/3以上が今回の見本市（ジェトロ主催ジャパンパビリオン）への出品が4回未満である中小企業であること。
- (3) 構成員である孫出品者の2/3以上が同法に定める中小企業である品目団体^(※1)
- (4) 以下の3点を承諾頂ける中小企業
 - ① 今回の見本市に出品した商品（品目）にかかる輸出額推移のジェトロへの報告
 - ② 今回の出品で成約したバイヤーのジェトロへの紹介（ジェトロの求めに応じて）
 - ③ リピーター企業としての企業名公開、見本市活用事例への掲載等（ジェトロの求めに応じて）

ただし、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても国費を財源とした他の補助金等^(※2)をスペース料に充当して出品する場合にあっては、全額を負担いただきます。

なお、出品回数は、2017年度からジェトロにてカウントします。ただし、過去に設けていたニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。出品回数は（代表出品、孫出品にかかわらず）出品物を持つ事業者である場合にカウントします。

※1：輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目の品目団体（生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体）

※2：他の補助金の例としては「輸出に取り組む事業者向け対策事業（農林水産省）」、「JAPANブランド育成支援等事業（経済産業省）」など。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送行、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

* 法人格のない個人事業者も含みます。

**「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

出品料に含まれるもの

出品料に含まれる経費は、主に下記のとおりです。詳細は「海外見本市出品要綱」をご覧ください。なお、「海外見本市出品要綱」の記載にかかわらず、見本市主催者やジェトロの決定によって一部サービスが提供されない場合や、出品者が一部サービスの提供を辞退した場合でも、出品料は変わりません。（小間イメージ図の詳細も記載しております。）

1. 出品スペース
2. 統一デザインによる設営・装飾（基礎設置備品/1 小間あたり（予定））
 - ・社名表示板（1）（※）
 - ・鍵付展示台（1）
 - ・商談テーブルセット（テーブル1、椅子3）
 - ・展示棚（1）
 - ・電源（500W）（1）
 - ・ゴミ箱（1）（ビニール袋含む）
3. 共通設備等維持管理（一定量の電気代及びその工事費含む）
4. 出品者バッジの提供（※※）
5. 来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成
6. バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信
7. 情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します）

8. 輸出準備サポート

※社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみとし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。

※※主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。

費用負担について

出品者の負担：

1. 旅費
2. 輸送に要する経費
 - ―輸送梱包及び展示会場までの通関・輸送費
 - ―見本市終了後、出品物の処理（還送、転送等）に係る通関・輸送経費（※※※）
 - ―出品物に係る輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
3. 共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が独自に必要なとする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する費用
4. 出品物の試食・試飲に係る費用（消耗品含む）
5. 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料
6. 海外旅行保険及び賠償責任保険
7. その他上記の「出品料に含まれるもの」に定める以外の全ての経費

※※※ジェトロは特定の輸送・通関業者を指定いたしません。出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、各出品者がご自身の責任で手配願います。見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

ジェトロ・メンバーズ（JM）割引料金

1. JM には、最大 10%の割引があります（年間の割引額は 7 万円まで）。
2. 割引を受けるには、出品申し込みをした際の名義と JM に登録されている名義が一致している必要があります。
3. キャンセル料に JM 割引は利用できません。JM 割引を利用したにも関わらず、出品をキャンセルした場合には、キャンセル時期によっては追加の支払いが発生する可能性があります。

す。

東京都 海外展開支援（予定）

東京都は、東京都中小企業制度融資のメニューとして「海外展開支援」を設けています。「海外展開支援」の融資申し込み予定者が、その融資を実行予定である金融機関を経由してジェトロへ支援を申し込む場合、東京都との連携により、ジェトロに支払う支援経費を原則無料で利用できます（1企業当たりの利用限度は、支援経費累計が50万円となるまで）。

詳細は、以下の「東京都産業労働局」のウェブページをご覧ください。もしくはジェトロ東京（Tel：03-3582-4953）までお問い合わせください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/>

※本支援は、R4 年度の実施が正式決定した場合にご利用いただけます（実施されない可能性もありますのであらかじめご了承ください）。

※キャンセル料に本支援は利用できません。

キャンセル規定

出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェトロにお知らせ下さい。出品確定前に申し込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。**キャンセル受付日より、下表の通りキャンセル料が発生します。**

キャンセル受付日	キャンセル料
お申し込み日～2022年4月28日（木）	なし
2022年4月29日（金）以降または連絡なしの不参加	出品料の100%

1. キャンセル料にジェトロ・メンバーズ及び各種助成金等は適用できません。
2. 天災、感染症への罹患、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロに文書で通知することにより、キャンセル料のお支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
3. 自己都合によるキャンセルは、以降の見本市事業にかかる出品者の選考にて一定期間減点されます。

留意事項

1. 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェトロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 本見本市会期中及びその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
4. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
5. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
6. 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
7. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
8. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申し込み締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
9. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあり

ます。

10. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合やアンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
11. 会場全体の基本構成、出品位置等はジェトロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
12. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
13. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
14. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合には、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
15. ジェトロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。
16. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため、十分にご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェトロにご報告ください。
17. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
18. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

免責規程

1. 商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
(ア)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力

事由が生じたとき

(イ)利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。

(ウ)前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。

(エ)お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき

(オ)お客様が反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合

(カ)お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。

(キ)前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。

3. 本見本市会期中及びその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

新型コロナウイルス感染拡大に関連した特記事項

本見本市の開催地である米国は、現時点で新型コロナウイルスの新規陽性者の発生が抑えられている状況であり、経済活動やイベント開催が再開されています。引き続き現在の状況が継続・改善がなされ、事業参加者の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としております。今回のお申し込みに際しては、特に以下内容につきご確認・ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェットロの判断により中止や延期となる場合がありますので予めご承知おきください。
2. 出品適格な企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパンパビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。
3. 本見本市が中止または延期となった場合においても、本見本市への参加のために出品者が支出した費用や本見本市の中止または延期に起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません）については、ジェットロはこれを負担しません。ジェットロが出品者から受領した出品料に限り、ジェットロの判断により返金する場合があります。
4. 出品者は本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加したことが判明した場合には、直ちにジェットロに報告し、その指示に従っていただきます。これらの対策に当たっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。

5. 本案内書記載の内容は、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

お問い合わせ

ジェトロ農林水産・食品事業推進課（担当：西村・須崎・岡澤）

E-mail: afb-foodtaipei@jetro.go.jp

TEL: 03-3582-5546